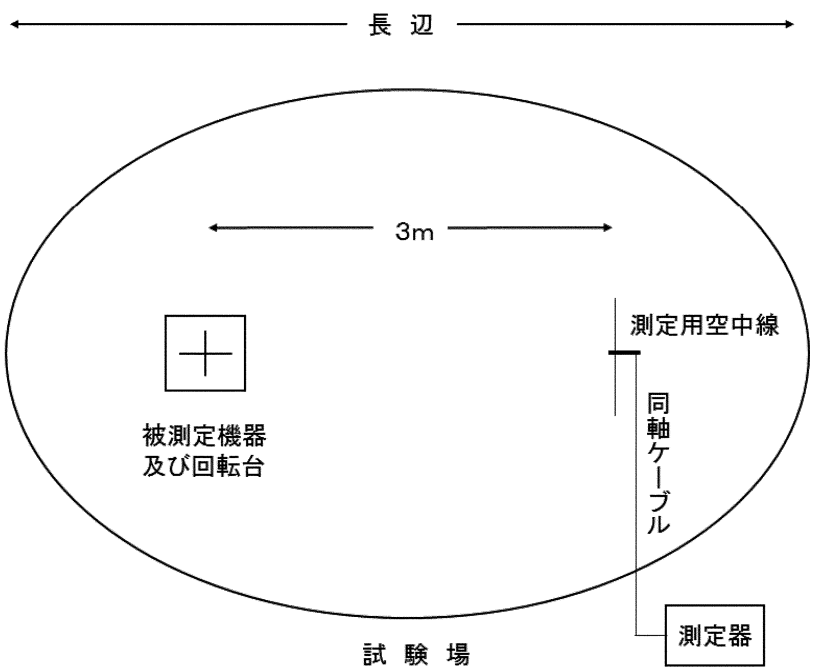
別図



○法務省告示第五百二十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国バージニア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　山下　弘綱
生年月日　千九百五十四年十月五日

○法務省告示第五百二十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　宋　成哲
生年月日　千九百七十六年二月二十二日

○法務省告示第五百三十号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　マシュー・トーマス・ウィルソン
生年月日　千九百七十年四月三日

○法務省告示第五百三十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　パク・ジュンヨン
生年月日　千九百七十八年三月二十一日

○法務省告示第五百三十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十九年十一月二十一日

法務大臣　上川　陽子

氏　　名　宋　煒
生年月日　千九百七十一年一月十九日

○農林水産省告示第千八百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県仙台市太白区秋保町馬場字鷹ノ巣西二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月二十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県大崎市（次の図に示す部分に限る。）

㈠　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈡　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）